

倉情・個審第162号

平成23年6月10日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土屋 宏

平成23年2月2日付け保推第428号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成23年1月18日付け保推第406号で行った部分開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示決定の処分は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成23年1月5日、倉敷市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「平成22年12月28日懲戒処分にかかる会計経理関係一切（関連文書含む）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「倉敷市福祉のまちづくり条例都市施設整備基準改訂業務委託に関する支出負担行為決議書、支出命令書、業務委託の精算についての起案書、業務報告書及び業務作業経緯報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、委託先業者名については「公にすることにより当該法人の競争上の地位を害するおそれがある」として情報公開条例第7条第3号を適用し、また、職員名については「氏名が公表されることにより、個人の私生活における権利利益を害するおそれがある」として情報公開条例第7条第2号を適用、更に「人事管理に係る事務の情報であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」として情報公開条例第7条第7号エを適用して部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年1月18日付け保推第406号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年1月24日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、情報公開条例第17条の規定に基づき、平成23年2月2日付け保推第428号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 委託業者は委託業務が完結していないにもかかわらず、完了届を提出し、結果として委託契約金額全額を受領するに至った。不法行為を行った業者の権利利益を市民の知る権利に優越してまで保護するべきではない。
- (2) 職員名については職務遂行に係る情報で一般個人とは別である。また、本件不開示部分の職員は虚偽の業務完了検査調書を作成し、押印した上、契約金を支出させているという違法行為を行っており、情報公開条例に定められた正当な権利利益を保護するに値しない。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 業者名：情報公開条例第7条第3号の該当性

当該業者は、委託業務について、債務を履行しようとする最大限の努力を行ったが、倉敷市の事情により債務を履行することができなかった。それにもかかわらず、当該処分の当事者として公にすることは、当該業者に風評被害を与え、競争上の地位を害するおそれがあるということで、開示することは適当でない。

2 職員名：情報公開条例第7条第2号及び第7号エの該当性

当該職員は、平成22年12月28日付けで戒告等処分内容が確定しており、すでに懲戒処分を受けている。また、その事実については、「倉敷市職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱」に基づき適正に公表されている。したがって、懲戒処分時に公表された事柄以外の情報を開示することは、個人の私生活における権利利益が害されるおそれがあるばかりでなく、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、開示することは適当ではない。

第5 審査会の認定事実

- 1 本件行政文書は、平成22年12月28日懲戒処分の要因となった委託契約、契約金支払い、契約額の一部返納にいたる会計処理の流れ及び業者からの業務報告書等を含めた一連の文書である。
- 2 委託業務については、倉敷市の事情により業務を完了することができなかった。
- 3 当該文書には平成22年12月28日付けで懲戒処分を受けた職員名が記載されており、その懲戒処分等の公表については「倉敷市職員に対する懲戒処分等の公表基準

に関する要綱」に基づいたものとなっている。

4 異議申立人は当該業者名及び職員名すべてを開示することを求めている。

第6 審査会の判断

当該業者は、委託業務について最大限の努力を行ったが、倉敷市の事情により完了することができなかった。それにもかかわらず、当該処分の当事者として公にすることは、当該業者にいわれのない風評被害が懸念されるため、実施機関が情報公開条例第7条第3号を適用して業者名を不開示とした決定は相当である。

また、当該職員は、平成22年12月28日付けで懲戒処分を受けており、その事実については、「倉敷市職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱」に基づき適正に公表されている。したがって、懲戒処分時に公表された事柄以外の情報を開示することは、個人の私生活における権利利益が害されるおそれがあるばかりでなく、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことは明らかであり、実施機関が情報公開条例第7条第2号及び第7号エを適用して職員名を不開示とした決定は相当である。

第7 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年2月2日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成23年2月7日	異議申立人からの意見書收受
平成23年3月3日	第1回目審議 (異議申立人からの意見陳述及び実施機関からの事情聴取)
平成23年5月13日	第2回目審議
平成23年6月10日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 土 屋 宏	弁 護 士
副会長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
吾 妻 聡	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授